

○「神奈川県手話推進計画」の改定について

(1) 改定の理由

- ・ 平成 28 年 3 月に策定した「神奈川県手話推進計画」については、令和 2 年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和 3 年度に変更した。
- ・ 同計画は神奈川県手話言語条例に基づくものであり、手話の普及等に関する施策の推進は共生社会の実現に向けて重要であることから、令和 3 年度中に改定する必要がある。

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、当事者や関係団体等と十分な議論を行い、令和 4 年度を初年度とする改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

- ・ 神奈川県手話言語条例第 8 条第 1 項に基づき、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。
- ・ 県が策定した関連計画等との調和を維持する。

ウ 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 改定のポイント

計画では、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話の普及等に関する 3 つの基本的な方向性を定め、個々の施策を位置付けており、次の事項をポイントに改定を行う。

(ア) 手話の普及

手話への理解の前提となる、ろう者への理解を深める取組みを進め、地域と連携しながら、手話の普及を推進する。

(イ) 手話に関する教育及び学習の振興

地域や学校で、聞こえる子どもやろう児（聴覚障がいのある子ども）をはじめ、さまざまな世代へ、手話やろう者への理解を深める取組を進める。

また、ろう児の手話獲得の機会の提供やろう学校での個々の特性に応じた手話習得などの取組みを進め、ろう児とその保護者への支援を図るなど、当事者の手話習得や学習を支援する。

(ウ) 手話を使用しやすい環境の整備

手話による社会参加の推進に向けて、日常生活において、手話による情報取得や手話が使用される機会の充実を図る。

また、災害や感染症拡大時など、非常時における手話での意思疎通に向けた環境の整備

を促進する。

併せて、手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員など、ろう者や盲ろう者の社会参加に欠かせない専門人材の計画的な養成等に努め、派遣の機会を拡充するなど、活動環境の充実を図る。

(エ) その他

計画における手話には、盲ろう者の使う接近手話や触手話も含まれており、手話を使う盲ろう者に関する記述の充実を図る。

また、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の流行によりオンラインの活用が拡大していることを踏まえ、緊急時対応、感染症防止対策などの観点から、ICT 技術の活用の視点を積極的に取り入れる。

(3) 改定骨子案

別紙のとおり（変更ないため、添付省略）

(4) 今後のスケジュール

令和3年9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
令和3年10月	改定計画素案に対するパブリックコメントの実施（～11月）
令和4年2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画（案）を報告
令和4年3月	改定計画の決定